

## 介護離職ゼロについて

※ 平成 27 年度補正予算案に関連する記載内容については、今後の補正予算の審議状況によるものである。

## 1. 介護離職ゼロ施策と介護保険事業計画の関係等について

### (1) 基本的考え方

- 介護を理由とする離職者は近年毎年約10万人前後発生しているとともに、特別養護老人ホームへの入所申込者のうち在宅で要介護度3～5の人は約15万人存在しており、いずれも減少傾向にはない。
- こうした状況を踏まえ、国においては、2020年代初頭までに、①介護サービスが利用できずにやむを得ず離職する者をなくすとともに、②特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消する、ことを目指すこととしている。
- このため、今般、平成27年11月26日に一億総活躍国民会議で取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（以下「緊急対策」という。）においては、2020年代初頭までに、現行の介護保険事業計画等における整備量に対し、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せすることとしている。
- 各市町村におかれては、各期の介護保険事業計画の策定に当たって、人口推計、要介護認定者数やサービス利用率等の実績、政策的な動向等に基づき、サービスの見込み量の推計を行っていただいているところ。
- 今後の計画策定に当たっては、上記の状況を踏まえ、介護する家族の就労状況や特別養護老人ホームへの入所申込者の実態を調査分析した上で、具体的にサービスの見込み量に反映することが重要となってくると考えられる。
- このため、上記の緊急対策と併せて、
  - ① 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査（下記（3）参照）
  - ② 特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等についてより詳細な実態調査、検証（下記（4）参照）を実施することにより、第7期以降の介護保険事業計画策定への活用を図ることとしている。

## (2) 第6期介護保険事業計画や保険料への影響について

- 今般の約 12 万人分の施設・居住等サービスの前倒し、上乘せ整備は、2020 年代初頭までに、①介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、②特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消する、という政府の目標に向けた対応として、第7期分以降の前倒しも含め自治体に可能な限り整備をお願いするものである。
- 第6期期間中に前倒ししてサービスの一部が提供される場合であっても、平成29年度のサービス見込み量(537万人)と比して財政に与える影響は限定されると考えられる。第6期計画は既に初年度の後半に入っていることもあり、必ずしも第6期計画の変更を求めるものではない。
- また、仮に第6期期間中に財源不足が見込まれる場合でも、当面、必要に応じ、介護給付費準備基金の利用や、財政安定化基金からの借入により対応していただくことを想定している。
- なお、各都道府県、市町村においては、今回の上乘せ整備によって第6期計画上の必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行っていただくことがあり得るが、老人福祉法上の認可及び介護保険法上の指定(老健施設にあっては許可)に係る需給調整については、条文上「しないことができる」という規定であることから、こうした取扱いも都道府県又は市町村の判断により可能であるのでご承知おきいただきたい。

## (3) 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方を的確に把握するための調査について

### ① 実施目的

- 2020 年代初頭までに、介護を理由としてやむを得ず離職する方をなくすことを目指すためには、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握し第7期以降の介護保険事業計画に反映していただく必要がある。
- このため、今般の補正予算で、厚生労働省において、どのような調査手法を取れば、介護離職との関係も含めた地域の介護ニーズを把握することが可能となるかについて、調査研究事業を行うことを予定している。
- この結果を各市町村に提供させていただくので、第7期計画の策定に向けて今後実施される、様々なニーズ把握のための調査の一環として活用していただきたい。

## ② 実施方法（案）

- 厚生労働省において、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発のための調査研究事業を実施する。例えば、要介護者の家族に対して、現在の介護状況（介護の有無、介護の程度等）、現在の就労状況等（無職、介護を機に離職、就労継続中等）、介護を機に離職した者について、どのような支援があれば就労を継続出来たか、就労継続中の者について、今後も就労を継続するためにどのような支援が必要か、といった事項を調査することによって家族のニーズを把握できるかどうかといった視点から検討を行うことが考えられる。
- 当該調査手法については、その後各自治体がこれを効果的に活用して、地域のニーズを把握することができるよう、有識者や自治体の方々の意見も踏まえつつ検討することとしている。
- 補正予算成立後、速やかに調査研究を開始し、28年秋頃に成果物を提示したいと考えている。

## （４）特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等に関する調査について

- 特別養護老人ホームの入所申込者の状況については、都道府県及び市町村等のご協力の下、平成21年度及び25年度に厚生労働省において全国調査を実施し、公表したところである。
- （１）のとおり、特別養護老人ホームへの入所申込状況等に関し、より詳細に「待機」の実態を把握する必要があるため、前回の調査様式を見直した上で来年度に全国調査を実施することを予定しているので、ご理解、ご協力いただきたい。
- なお、調査内容の見直しについては、今後、さらに検討を行い、お示しすることとしているが、例えば、現行の入所申込者数に加え、緊急度や入所申込時期、在宅以外の者の内訳等の項目の追加を想定しているので、ご了知いただきたい。

## 2 在宅・施設サービスの整備の加速化について（地域医療介護総合確保基金（介護分））

### （１）「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策について

今般の緊急対策では、約12万人分の在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の前倒し、上乗せ整備を支援するとともに、定期借地権の一時金の支援の拡充、介護施設等の合築・併設を行う場合の補助単価の加算新設、空き家を活用した整備を支援するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。（サービス付き高齢者向け住宅は国土交通省予算）

各都道府県におかれては、本緊急対策の趣旨を踏まえ、積極的に介護離職者及び特別養護老人ホーム入所申込者の解消のための追加整備需要を積み上げられたい。

特別養護老人ホームの入所待ちや介護離職については、都市部を含め、全国的に対策が必要な課題であると認識している。今般、将来的に都市部等で高齢者数の増加が著しく、また、用地の確保が難しい等の地域について、より一層介護基盤の整備を支援する必要があることに着目し、緊急対策においては、在宅・施設サービスの整備の支援に加え、特別養護老人ホームの建物所有要件の見直し等を行うこととしており、地域の実情に応じた支援を行うものである。

なお、今回の対応は緊急対策であり、介護離職の防止に効果があると考えられる事業や、国による財政支援により整備促進が期待できる介護サービス基盤の拡充を図るものであり、従来の計画による在宅・施設サービス全般のサービス増もあわせて行うこととしており、地域包括ケアシステムの構築に向けた従来からの取組方針を変更するものではない。

### （２）平成27年度補正予算（案）について

緊急対策を着実に推進していくため、平成27年度補正予算（案）において、公費ベースで1,382億円、国費ベースで921億円を措置し、以下の事業に対して支援を行うこととしている。

なお、本基金の積み増しに伴う地方負担については、地方財政計画に計上された追加財政需要額の一部により対応することとされているので、了知されたい。

#### **ア 在宅・施設サービスを前倒し、上乗せ整備**

緊急対策の約10万人分増については、具体的には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（ケアハウス）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅・施設サービスを対象として想定している。

※ この他に国土交通省において約2万人分のサービス付き高齢者向け住宅を整備予定としている。

## イ 定期借地権の一時金の支援の拡充

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたもの）の支援の対象を以下のとおり拡充する。

※ 定期借地権（50年間）で国有地を始めとした施設用地を借りる場合に、一時金の一部（最大路線価額の1/4以内）を支援。

(ア) 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等について、支援対象施設に追加。

(イ) 特別養護老人ホーム等（広域型施設を含む。）を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。

### 【本体施設】

（現行の定員 30 名以上の広域型施設）

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護）
- ・養護老人ホーム

（定員 29 名以下の地域密着型施設等）

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

（今回追加）（定員 29 名以下の地域密着型施設等） …………… (ア)

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・介護職員等のための施設内保育施設

【合築・併設施設】（本体施設に合築・併設する施設（定員 29 名以下の地域密着型施設等） …… (イ)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ

#### ウ 介護施設等の合築等支援（加算）の創設

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な福祉サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

※ 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

【本体施設】地域密着型特別養護老人ホーム × 0.05

【合築・併設施設】（定員29名以下の地域密着型施設等）

- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護）
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイの整備
- ・介護職員等のための施設内保育施設

#### エ 空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援（単価の新設）

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

※ 空き家を活用して、

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター

の整備を行う場合の単価（1施設あたり850万円）を新設。

#### （3）整備量の見込み方について

基金の国庫協議にあたっては、（1）の緊急対策の趣旨に基づき、各地方自治体における介護離職者や特別養護老人ホームの入所申込者の状況を踏まえた上で、整備の加速化の観点から、整備量を見込んで頂くようお願いする。

また、本会議終了後、できるだけ速やかに（年内目途）市町村向け説明会を開催し、緊急対策の趣旨及び今後の補正予算執行スケジュール等について周知していただくようお願いする。

なお、定期借地権の一時金の支援については、特に用地取得が困難な都市部等に重点的に配分する方針であるので、ご了承ください。

#### **(4) 平成27年度基金の都道府県事業計画について**

今般の緊急整備分にかかる平成27年度基金の都道府県計画の取り扱いについては、別途お示しする予定である。

#### **(5) 事業量調査について**

本会議後、各地方自治体あてに事業量調査票を発出することとしているので、(3)にご留意の上、指定の期日までに調査票を提出願いたい。

なお、調査票の内容を確認の上、必要に応じてヒアリングを実施する場合もあるので、あらかじめご了承ください。

また、平成28年度当初予算における地域医療介護総合確保基金（介護分）における事業量調査についても、追って発出する予定であるので、併せてご了承ください。

なお、平成27年度補正予算による財政措置は、2020年代初頭までの数年間にわたり介護施設及び在宅サービスを前倒し・上乗せ整備するためのものであり、緊急対策の趣旨に合致するものについては、可能な限り補正予算を積極的に活用されたい。

#### **(6) 執行スケジュールについて**

現時点で想定している基金の執行スケジュールは以下の通り。

- 12月22日（火）本会議の開催
- 12月下旬 事業量調査票の発出（1月中旬締め切り）
- 2月下旬 国庫協議書提出
- 3月中旬 内示

#### **(7) その他**

- 既存の基金の取り扱いについて  
開設準備経費の支援については、施設の開設時のみならず、既存施設を増床する場合においても積極的に活用いただくよう配慮願いたい。



### 3. 介護予防・生活支援拠点の整備等

#### (1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）の見直しについて

##### ア 見直しの背景

介護保険法の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」が制度上位置づけられたところ。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）全面移行に向けて、高齢者の介護予防教室などの多様な通いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点の整備事業」を平成27年度補正予算（案）において措置（15.5億円）したところであるので、各都道府県におかれては、平成28年度に予定している事業を前倒しするなど、積極的に活用されたい。

なお、同事業の創設に伴い「市町村提案事業」「地域支え合いセンター」については、平成27年度当初予算をもって廃止することとしているので、ご了解願いたい。

##### イ 具体的な見直し内容

補助対象として、市町村の総合事業の実施拠点として活用することを要件とすることとしている。（予定を含む）

また、改修を原則とするが、既存の空き家がない場合や、改修による整備が非効率となる等、やむを得ない場合に限り新築を認めることとする。

##### 【補助単価（上限）（案）】

（新設）28,000千円、（改修）8,500千円

##### ウ 今後のスケジュールについて

近日中に国庫協議書を送付する予定としている。

#### (2) 地域介護・福祉空間整備等推進交付金（ソフト交付金）の見直しについて

##### ア 見直しの趣旨

(1)の通り、新たにハード交付金において「介護予防・生活支援拠点の整備」事業が措置されたことに伴い、拠点整備とともに必要な初度設備の補助（開設準備支援事業）を平成27年度補正予算（案）で2.7億円措置したところである。

##### イ 具体的な見直し内容

補助条件として、(1)の整備に伴い、市町村の総合事業の実施拠点として活用することを要件とし、整備に必要な初度設備等に要する経費について補助対象とすることとしている。

【補助単価（上限）（案）】 3,000千円

ウ 今後のスケジュールについて

近日中に国庫協議書を送付する予定としている。

# 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅・施設サービスの整備の加速化

平成27年度補正予算案 921億円(国費ベース)

## 在宅・施設サービスを前倒し、上乗せ整備

介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスを前倒し、上乗せ整備するよう支援(地域医療介護総合確保基金の上積み)する。

\* このほか、サービス付き高齢者向け住宅を約2万人分整備(国土交通省予算)

約12万人分増の整備が可能となるよう財政支援  
約38万人分以上(2020年度まで) ⇒ 約50万人分以上(2020年代初頭)

対象として想定している在宅・施設サービス  
(厚生労働省予算)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 認知症グループホーム
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 特定施設(ケアハウス)
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

サービス付き  
高齢者向け住宅  
(国土交通省予算)

約2万人分増

約10万人分増

## 定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援の対象を拡充する。

\* 定期借地権(50年間)で国有地を始めとした施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援。

\* 特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。

\* 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等について支援対象施設に追加。

## 介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

\* 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

## 空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

\* 空き家を活用した認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業、認知症デザインサービスの整備を行う場合の単価を新設。

## 定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援(※)の対象を拡充する。

※定期借地権(50年間)で施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援

- ① 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業」等について支援対象施設に追加。
- ② 特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。
- ③ 国や地方公共団体による土地の貸与や他の介護施設等との合築・併設について、支援対象に優先的に採択。

### (現行の支援対象施設)

#### 【本体施設のみ】

#### ○定員30名以上の広域型施設

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・養護老人ホーム

#### ○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所



### (拡充後の支援対象施設)

#### 【本体施設】

#### ○現行支援対象施設

- 定員29名以下の地域密着型施設等
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・介護職員等のための施設内保育施設



#### 【合築・併設施設】

#### ○本体施設に合築・併設する施設 (定員29名以下の地域密着型施設等)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ

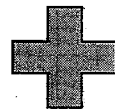
## 介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

- 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

### (本体施設)

・地域密着型特別養護老人ホーム



### (合築・併設施設)

#### ○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイの整備
- ・介護職員等のための施設内保育施設

## 空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

- 空き家を活用した認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業等の整備を行う場合の単価を新設。

### (補助対象施設)

- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター

### (改修補助単価)

1施設あたり

850万円

# 介護予防・生活支援拠点整備及び 開設準備支援事業

平成27年度補正予算(案)

18.2億円

## 1. 概要

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)全面移行に向けて、高齢者の介護予防教室などの多様な通いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」の整備等を支援する。

## 2. 事業内容・補助単価

①地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

15.5億円

○介護予防・生活支援拠点の整備に必要な経費を助成

【補助単価(上限額)】

〈創設の場合〉1か所あたり 28,000千円

〈改修の場合〉1か所あたり 8,500千円

②地域介護・福祉空間整備等推進交付金(ソフト交付金)

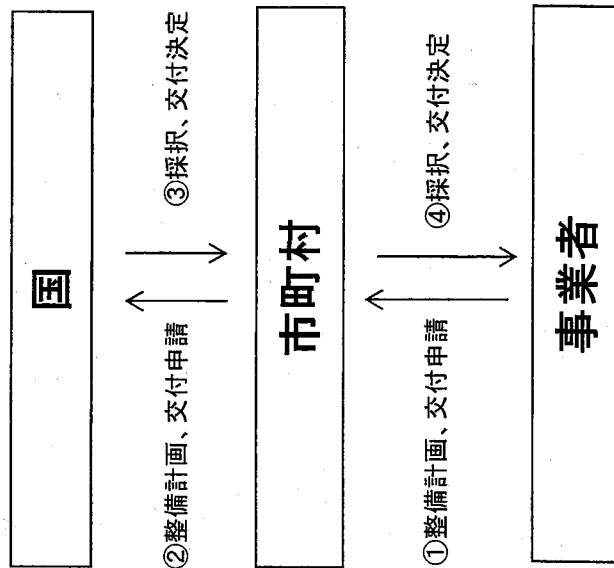
2.7億円

○介護予防・生活支援拠点の実施に必要な設備等に要する経費を助成

【補助単価(上限額)】

1か所あたり 3,000千円

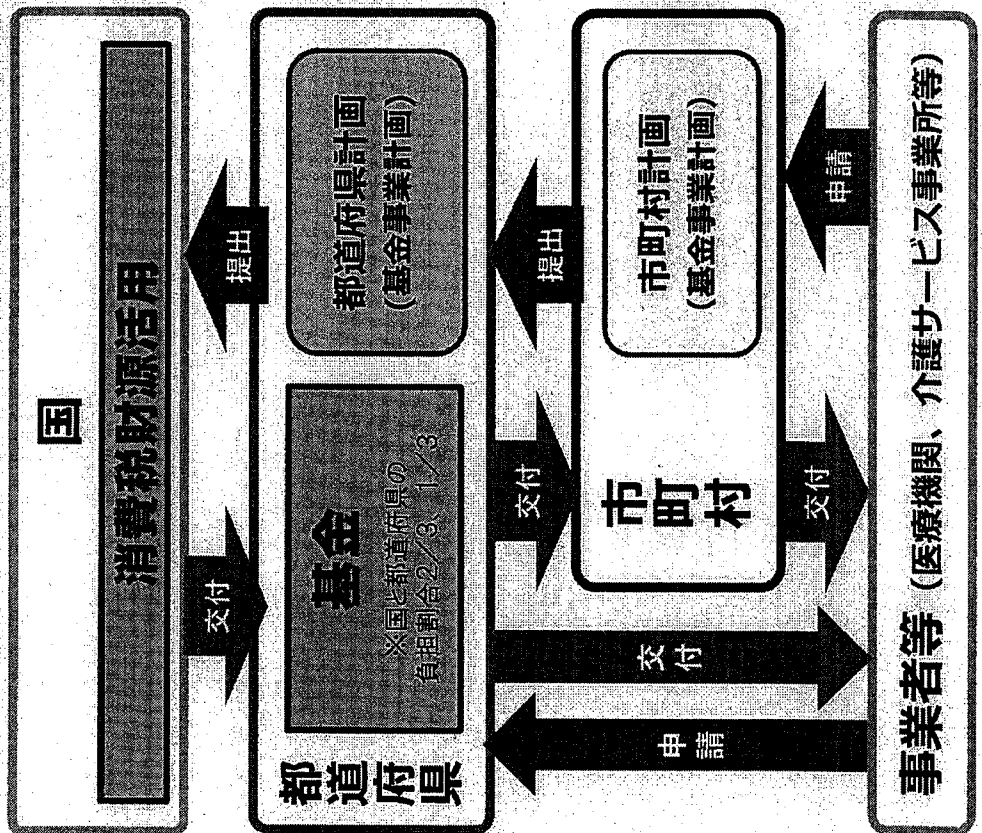
## 3. 補助の流れ



# 地域医療介護総合確保基金

平成27年度予算 公費で1,628億円  
(医療分904億円、介護分724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率のかつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業



# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

平成27年度予算  
公費で634億円

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

## 対象事業

### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。  
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、巡回訪問介護看護、複合型サービス、緊急ショートステイ等  
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。

### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。  
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

#### (参考) その他の高齢者向け施設等の整備助成

- ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
  - ・ 既存介護施設におけるスプリングラワー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。《平成26年度補正予算》  
※消防法施行令が改正され、原則として全ての介護施設等についてスプリングラワーの設置が義務付け(H27.4施行、H30.3まで経過措置)
  - ・ 地域支え合いセンター整備など地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する先進的・モデル的な事業を推進。
- ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
  - ・ 先進的・モデル的な事業の設備等に要する経費を支援。
- ◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 → 平成26年度末をもって震災対応分を除き終了  
※「地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)」、「被災地健康支援事業」、「復興まちづくり整備事業」は復興庁の事業として継続。

(案)

事務連絡

平成 27 年 12 月 ● 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の積み増し予定額等の調査について

標記について、平成 27 年度補正予算案及び平成 28 年度当初予算案で、当該基金の積み増し原資のための交付金が計上されていることを踏まえ、下記のとおり、積み増し予定額の調査をいたします。

記

1. 提出資料

別紙様式 1 及び 2 のとおり

2. 提出先・提出方法

老健局振興課予算係宛に電子メールで提出（郵送での提出は不要）

3. 提出期限

平成 28 年 1 月 15 日（金）17 時（必着）

4. 留意事項

- (1) 提出資料の作成に当たっては、「管理運営要領」（平成 27 年 5 月 13 日付け医政発 0513 第 6 号・老発 0513 第 9 号・保発 0513 第 1 号）、「留意事項通知」（平成 27 年 5 月 13 日付け医政地発 0513 第 3 号・老高発 0513 第 1 号・老振発 0513 第 1 号・保連発 0513 第 1 号）及び別添「平成 27 年度補正予算案資料」を参考とすること。
- (2) 平成 27 年度補正予算案で計上している地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）の積み増し原資となる交付金については、平成 28 年度への予算の繰越しが可能となるよう財政当局と調整中であり、各都道府県での受入れ（基金への積み増し）は、平成 28 年度になることも可能とする扱いとなる予定である。
- (3) 別添「平成 27 年度補正予算案資料」に掲載されている事業のうち、新規事業については、平成 28 年度においても事業実施が可能とする予定である。
- (4) 都道府県計画の作成及び変更については、おって連絡する予定である。

【連絡先】

老健局振興課予算係 大塚

電話：03-5253-1111（内線3935）

E-mail：[shinkou-yosan@mhlw.go.jp](mailto:shinkou-yosan@mhlw.go.jp)

[様式1]

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)積み増し予定額等調べ

都道府県名		電話番号(内線)	
担当課(係)名		FAX番号	
担当者名		担当者メールアドレス	

平成27年度補正予算分の貴都道府県の基金への積み増し希望時期	平成 年 月頃(平成 年度予算で措置する予定)
--------------------------------	-------------------------

(注)現時点で貴都道府県が検討している基金への積み増し時期を記載すること。また、自治体負担分の1/3相当額を平成27年度予算又は28年度予算のどちらで措置する予定なのかを記載すること。

区分	基金積み増し予定額 (単位:円) (A)	国費所要予定額 (2/3補助) (単位:千円) (B)
「基盤整備」に関する事業 (「様式2」の1及び2の事業)		
「参入促進」に関する事業 (「様式2」の3～10の事業)		
「資質の向上」に関する事業 (「様式2」の11～19の事業)		
「労働環境・処遇の改善」に関する事業 (「様式2」の20～25の事業)		
合計	0	0
上記のうち、平成27年度補正予算での措置を希望する金額		0

(注1)区分ごとの、「基金積み増し予定額」欄には、現時点での予定金額(公費ベース)を記載すること。「介護従事者確保分」の事業の範囲内であれば、今後、区分の変更が可能

(注2)「国費所要予定額」欄には、「基金積み増し予定額」欄の合計額に2/3を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額を計上すること。(自動計算)

(注3)積み増し予定額の検討に当たっては、平成28年度以降の執行予定額も踏まえた上で、所要額を検討すること。(都道府県計画の変更の際に複数年にまたがる計画作成も可能とする予定である。)

(注4)「上記のうち、平成27年度補正予算での措置を希望する金額」欄には、「平成27年度補正予算分の貴都道府県の基金への積み増し希望時期」が平成27年度中と回答した都道府県のみ記載すること。

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の執行状況等(参考資料)

区分	拠出済みの都道府県計画における基金充当予定額(国庫ベース)(単位:千円)(A)	執行済み額(国庫ベース)(単位:千円)(B)	28年1月から28年2月までの執行予定額(国庫ベース)(単位:千円)(C)	28年2月末の基金残高(国庫ベース)(単位:千円)(D) ≒ A-B-C	28年4月から29年3月までの執行予定額(国庫ベース)(単位:千円)(E)	29年4月から30年3月までの執行予定額(国庫ベース)(単位:千円)(F)
1. 介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)				0		
2. 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業				0		
3. 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕方の理解促進事業				0		
4. 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業				0		
5. 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業				0		
6. 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業				0		
7. 介護未経験者に対する研修支援事業				0		
8. ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業				0		
9. 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業				0		
10. 多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業				0		
11. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業				0		
12. 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業				0		
13. 各種研修に係る代替要員の確保支援事業 (13.のうち、実務者研修に係る代替要員の確保支援分 ※28年度以降のみ要記載)				0		
14. 潜在介護福祉士の再就業促進事業				0		
15. 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業				0		
16. 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業				0		
17. 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業				0		
18. 権利擁護人材育成事業				0		
19. 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業				0		
20. 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業				0		
21. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業				0		
22. 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業				0		
23. 介護ロボット導入支援事業				0		
24. 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業				0		
25. 子育て支援のための代替職員のマッチング事業				0		
合計	0	0	0	0	0	0

(注1)A欄には、都道府県計画に記載した「事業に要する費用の額」のうち、基金から充当予定の国庫分の金額を事業区分ごとに集計の上、記載すること。

(注2)B欄には、27年12月末時点で執行済みの金額を記載すること。

(注3)C欄、E欄及びF欄には、27年12月末時点で予定されている執行済みの金額を記載すること。(E欄及びF欄には、D欄の金額(28年3月末の基金残高見込み)に関わらず、28年度以降に執行予定の総額を記載するものとする。)

(注4)D欄及び合計欄は、自動計算となっているので記載は要しない。(運用益は考慮しないものとする。)

27補正予算額(案): 119.4億円(国費)  
179.1億円(公費)

(参考)介護従事者確保事業分のみ  
27補正予算額(案): 102.9億円(国費)  
154.4億円(公費)

### (1) 介護人材の就労促進

(主な事業)

#### ○ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化

社会活動(ボランティア)を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者(50歳～64歳:全国で120万人と推定)の就労を促進するため、ボランティアセンター・シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を総合的に推進。

#### ○介護分野での就労未経験者の就労・定着促進

特に都市部での需要の増加が見込まれる訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し研修受講費等の助成を支援する。

#### ○新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰制度を創設

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰し、優良事例の横展開を図る。

### (2) 介護人材の子育て支援

#### ○介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営を支援 (注)整備及び開設については、介護施設等整備分として計上

離職事由の最上位(約3割)は「結婚、出産・育児」であり、介護人材が子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、全国約6千人分の介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営を支援する。

#### ○子育て支援のための代替職員のマッチング(介護職員子育て応援人材ステーションの実施)

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズにマッチングさせる子育て応援人材ステーションを設置する。

### (3) 介護従事者の業務効率化・負担軽減の推進

#### ○介護ロボットの導入支援

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護施設等における介護ロボットの導入経費を支援。

### (4) 介護人材の資質向上への支援

(主な事業)

#### ○喀痰吸引等研修の実施体制の強化

今後、増加が見込まれる医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進に資する喀痰吸引等研修の実施機関を増設するため、新規開設機関に対して初度経費を支援。

#### ○介護職員の研修参加のための代替要員の確保

現任職員が研修を受講している期間における代替職員の確保に要する経費を支援。

### (5) 潜在介護人材の再就職支援

(主な事業)

#### ○潜在介護福祉士の再就業促進への取組に対する支援

潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修を実施。

#### ○離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査を実施する。

### (6) 地域全体で高齢者を見守る社会づくりを支える多様な人材・取組への支援

#### ○地域包括ケア実現のための多様な人材の育成

地域における認知症ケア・権利擁護、介護予防、生活支援を推進するための人材の育成を支援する。